

広報なとり「まざら I N」記事掲載基準

(目的)

- 1 この基準は、個人及び各種団体（以下「主宰者」という。）が市内で行う各種の催し物並びに芸術、文化、スポーツなどの学習活動（以下単に「サークル活動」という。）に関する情報を、広報なとり（以下「広報」という。）中の「まざら I N」に掲載するにあたって必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

- 2 この基準において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 個人 自然人をいう。
- (2) 各種団体 任意の団体及び企業をいう。

(掲載する内容)

- 3 「まざら I N」には、次に掲げる内容の記事を掲載する。
 - (1) 主宰者が市内で行う催し物（主宰者が個人の場合は本人、各種団体の場合は代表者の市内在住の有無を問わない）の開催を周知する記事
 - (2) 主宰者が市内で行うサークル活動（主宰者が個人の場合は本人、各種団体（企業を除く）の場合は代表者が市内在住である場合に限る）に参加を希望する者を募集する記事

(掲載する内容の範囲)

- 4 3に該当する内容の場合であっても、次に掲げる事項に該当するものは掲載しない。
 - (1) 市の広報媒体としての公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
 - (2) 営利を目的として催される活動と認められるもの
 - (3) 人権を害するおそれのあるもの
 - (4) 青少年の健全育成上好ましくないもの
 - (5) 政治活動、宗教活動、主義・主張を社会に訴える活動及び個人の宣伝活動に係るもの
 - (6) 公序良俗に反するおそれがあるもの
 - (7) トラブルを頻発するまたは発生を危惧させるもの。過去にトラブルを生じたもの。
 - (8) 催し物の参加者等に1回あたり2,000円を超える費用の負担を求めるもの
 - (9) 各種団体の加入者等に1月あたり2,000円を超える会費の負担を求めるもの
 - (10) 上記のほか広報の紙面に掲載することが適当でない判断されるもの

(「まざら I N」に割り付ける紙面上の空間)

- 5 「まざら I N」に割り付ける紙面上の空間は、次のとおりとする。
 - (1) 縦書きの割り付け用紙二段分の空間を基本スペースとする。
 - (2) 掲載する記事の件数、量に応じて(1)の空間を拡大できるものとする。但し「まざら I N」以外の記事の掲載の都合上余裕がないと判断される場合、これを行わないものとする。

(申し込み方法)

6 「まざら Ī Ñ」への記事の掲載は、次の書類の提出により承認する。

(1) 原稿及び広報なとり「まざら Ī Ñ」掲載申込書

(2) 初めて申し込みをする個人及び各種団体の場合、(1)のほか予算書や会則、規約、会計課報告、会員名簿、活動内容などが分かる書類。

(原稿の締め切り日)

7 「まざら Ī Ñ」に掲載を希望する記事の原稿の締め切り日は、掲載を希望する発行日の属する月の前月の1日(名取市の休日を定める条例(平成元年条例第16号)第1条に定める日に当たるときはその翌日)とする。

(記事の編集)

8 「まざら Ī Ñ」に掲載する記事は、原稿を基に簡潔に記載するものとする。この場合の文字数は、原則として記事1件当たり120字を目安とする。

(掲載する記事の取り扱い)

9 「まざら Ī Ñ」に掲載する記事は、次のように取り扱うものとする。

(1) 記事は、7の定めに従って編集したものを掲載する。

(2) 3の(2)に定める記事について、連絡先の掲載を拒む主宰者の記事は掲載しない。

(3) 5の(2)の定めにより掲載しない記事とされた記事に関して、市は当該記事の掲載をしなかった発行日後に発行される広報に、当該掲載しなかった記事を掲載する義務を負わない。

(記事の掲載順序)

10 「まざら Ī Ñ」に掲載する記事の掲載順序は、原稿の先着順とする。ただし、3の(1)に定める内容の記事を優先して掲載するものとする。

(同一内容の記事の掲載回数)

11 同一の主宰者(故意に主宰者を変更したと認められる場合を含む)による同一内容の記事の掲載の取り扱いについては、次のとおりとする。

(1) 3の(1)に定める記事については、再掲載を行わないものとする。

(2) 3の(2)に定める記事について再掲載を行う場合は、掲載した発行日後3カ月を経過する日以降に発行される広報から可能とし、同一年度内において1回限りとする。

(免責事項)

12 「まざら Ī Ñ」に掲載された記事の内容に起因する問題は、主宰者においてこれを解決するものとし、市では掲載したことによる責めを負わない。

(「まざら Ī Ñ」に掲載する記事と他の記事との関係)

13 この基準により「まざら Ī Ñ」に掲載する記事以外の催し物の周知並びに人の募集などに係る記事の広報への掲載は、なお従前の例による。

(その他)

14 以下の場合に掲載を行わない。

(1) 掲載前の校正の際に依頼者と連絡が取れないとき。

(2) 上記のほか掲載により市や市民に不利益を与えるおそれがあるとき。

この基準は、令和元年11月1日発行の広報から適用する。